

変動金利適用に関する特約規定

借主は、金銭消費貸借契約(以下「原契約」という)に基づいて借り入れた「三十三銀行リフォームローン(小ロプラン)」の利率及び返済方法等について、下記の通り特約します。

記

第1条(借入利率変更の基準)

原契約の借入要項に定めた借入利率は、銀行の長期貸出標準金利を基準金利として、基準金利の変動に応じ引き上げまたは引き下げられることに同意します。

但し、金融情勢の変化、その他相当の事由により長期貸出標準金利が廃止された場合には、銀行の長期貸出標準金利に代え、一般に相当と認められる金利を基準金利とすることに同意します。

第2条(借入利率の変更幅の算出及び変更日)

1.借入利率の引き上げ幅または引き下げ幅の算出は、毎年4月1日及び10月1日(以下「基準日」という)に行うものとし、前回基準日における基準金利(借入日が前回基準日以降の場合は、借入日現在の基準金利)と現基準日における基準金利の差をもって借入利率を引き上げまたは引き下げるものとします。

2.前項により借入利率を変更する場合、変更後の借入利率の適用開始日は次の通りとします。

①基準日が4月1日の場合は、基準日の属する年の6月の約定返済の翌日とし、7月の約定返済日から、新利率による返済が始まるものとします。

②基準日が10月1日の場合は、基準日の属する年の12月の約定返済の翌日とし、翌年の1月の約定返済日から、新利率による返済が始まるものとします。

3.本条により利率が変更された場合、銀行は原則として変更後第一回の約定返済日までに、変更後の利率、返済額に占める元金及び利息の割合等を文書により通知するものとします。

第3条(返済方法)

借入利率の変更があったときは、返済回数を変更することなく、変更日以後の毎回の返済額を増減するものとします。

第4条(固定金利への変更)

原契約に基づく借入期間中は、固定金利への変更はしません。

以上